車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第 12 号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第２項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号及び第10条第１項の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成 26 年 12 月 12 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　廣直

１．指定する道路の路線名及び区間

路　線　名	区　間
東九州自動車道	福岡県行橋市大字吉国字塚原209番８から 福岡県京都郡みやこ町下原字長光370番２まで

２．指定する期日

平成26年12月13日

３．通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①　走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②　後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③　道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所の無いことを確認の上走行すること。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 26 年 12 月 12 日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

１．⑶⑮ルの次に次のとおり加える。

ヲ　関越ウィンターパス

㈠　割引をする自動車

㈠に定める期間のうち連続する最大３日間（ただし、休日を２日間以上含む場合を除く。）に、㈡に定めるＡインターチェンジ又はＢインターチェンジからＣインターチェンジまで往復して通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち、軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。

㈡　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

通行する区間	料金の合計額	
	軽自動車等	普通車
Ａインターチェンジからｃインターチェンジまでの往復	6,000円	7,500円
Ｂインターチェンジからｃインターチェンジまでの往復	3,400円	4,300円

㈢　実施する期間

平成26年12月15日から同年12月25日まで及び平成27年１月５日から同年４月３日まで。

㈣　適用インターチェンジ

Ａインターチェンジ	関越自動車道の練馬インターチェンジから花園インターチェンジまで及び首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）のあきる野インターチェンジから桶川北本インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
Ｂインターチェンジ	関越自動車道の本庄児玉インターチェンジから渋川伊香保インターチェンジまで、上信越自動車道の藤岡インターチェンジから富岡インターチェンジまで及び北関東自動車道の前橋南インターチェンジから太田桐生インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
ｃインターチェンジ	関越自動車道の月夜野インターチェンジから小出インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

㈤　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

ワ　上信越ふゆめぐりパス

㈠　割引をする自動車

㈢に定める期間のうち連続する最大３日間に、㈡(a)に定める区間内のインターチェンジから㈡(b)に定める区間内のインターチェンジまで往復し、㈡(b)に定める区間内を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入または流出する場合に限る。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。

㈡　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

車種	料金の合計額
軽自動車等	9,000円
普通車	11,000円